平成２９年（フ）第２号
山形県新庄市鉄砲町３番80号
債務者　多田　秀雄
1　決定年月日時　平成29年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第８号
富山市秋吉新町３番13―101号　コーポ九頭龍
債務者　谷﨑　茂夫
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９８号
長野県佐久市安原1488番地１　ベル・フルールⅡ　203号
債務者　田中貴代美
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第２１号
長野県安曇野市豊科高家1043番地５
債務者　小澤　正範
1　決定年月日時　平成29年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第６号
岐阜県高山市下岡本町2558番地12
債務者　濱田真奈美
1　決定年月日時　平成29年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２９年（フ）第１２９号
神戸市北区鈴蘭台東町５丁目３番５―401号
債務者　竹林　昌晃
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６号
兵庫県伊丹市稲野町１丁目97番地　エスパシオ201号
債務者　山口　生次
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１８号
兵庫県宝塚市逆瀬台１丁目11番１―308号、前住所兵庫県西宮市甲子園口６丁目16番８号
債務者　犬伏　達朗
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第４２号
兵庫県尼崎市神崎町17番１―104号
債務者　長野　　保
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７３号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目48番16号
債務者　大野　　力
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７８号
兵庫県西宮市田近野町７番４―1309号
債務者　岡田　祐子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０２号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目４番34号
債務者　中島　泰男
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２２号
奈良県北葛城郡上牧町服部台３丁目６番36号
債務者　末松　梨恵
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第３３号
奈良県橿原市川西町77番地　橿原県営住宅Ａ06棟204号、住民票上の住所奈良県橿原市中曽司町115番地の１　メゾン中曽司202
債務者　岡島　将樹
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
山口県下関市彦島老町１丁目９番11号
債務者　木村電機こと　木村　弘次
1　決定年月日時　平成29年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
徳島県徳島市名東町２丁目107番地の８　第１丸米ハイツ313号室、旧住所徳島県徳島市川内町北原170番地　スタートⅠ　２Ｂ
債務者　平尾　幸子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４４号
北海道旭川市９条西４丁目１番２号
債務者　畠山　裕美
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部